六十～八十一の十二	（略）
八十一の十三	N－［（四－ヒドロキシ－１－メチル－７－フエノキシイソキノリン－３－イル）カルボニル］グリシン（別名ロキサデユスタツト）及びその製剤
八十一の十四～八十一の十六	（略）
八十二～九十六の十七	（略）
九十六の十八	（Ｓ）－２－［（（四－［（三－フルオロフエニル）メチル）アミノ］プロパンアミド（別名サフイナミド）、その塩類及びそれらの製剤
九十六の十九～九十六の三十	（略）
九十七	（略）
九十七の二	ブロスマブ及びその製剤
九十七の三・九十七の四	（略）
九十八～百十の七	（略）
百十の八	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続二］及びその製剤
百十の九～百十の二十二	（略）
百十一～百三十六	（略）

六十～八十一の十二	（略）
	（新設）
八十一の十三～八十一の十五	（略）
八十二～九十六の十七	（略）
	（新設）
九十六の十八～九十六の二十九	（略）
九十七	（略）
	（新設）
九十七の二・九十七の三	（略）
九十八～百十の七	（略）
	（新設）
百十の八～百十の二十一	（略）
百十一～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～五十九	（略）
六十	四－（四－｛［二－（四－クロロフエニル）－四・四－ジメチルシクロヘキサ－１－エン－１－イル］メチル｝ピペラジン－１－イル）－Ｎ－［（三－ニトロ－四－｛（オキサン－四－イル）メチル｝アミノ）フエニル］スルホニル］－二－［（１Ｈ－ピロロ［二・三－ｂ］ピリジン－五－イル）オキシ］ベンズアミド（別名ベネトクラクス）及びその製剤
六十一～百六十二	（略）
百六十三	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続二］及びその製剤
百六十四～百八十六	（略）
百八十七	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続二］及びその製剤

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～五十九	（略）
	（新設）
六十～百六十一	（略）
	（新設）
百六十二～百八十四	（略）
	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。